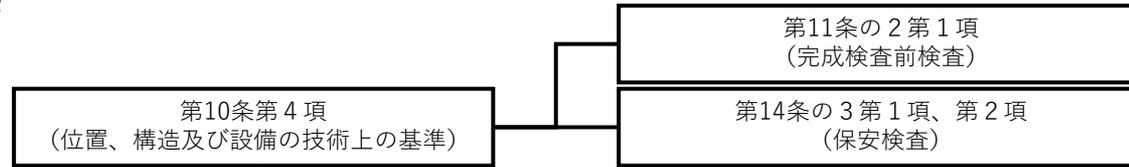


検討の背景と方針

現状

- ・ 特定屋外貯蔵タンクの溶接部検査は法令により定められている。
- ・ 近年の技術進歩により、新たに上市された試験方法について関連団体から特定屋外貯蔵タンク溶接部検査への適用を求められ、令和5年度はデジタル機器を用いた放射線透過試験（D-RT）、令和6年度は渦電流探傷試験（ECT）について有用性の確認を行った。

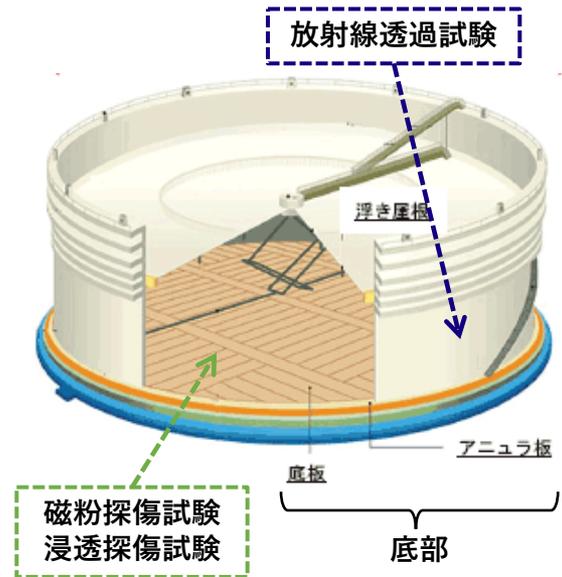
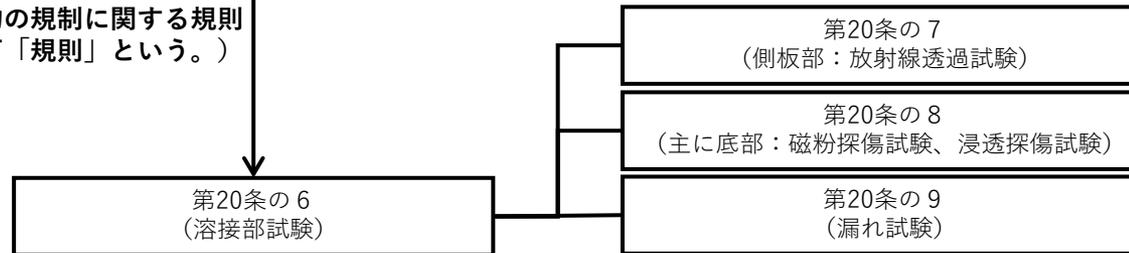
消防法



危険物の規制に関する政令 (以下「政令」という。)



危険物の規制に関する規則 (以下「規則」という。)



課題

新たな溶接部検査の導入には、それぞれの試験方法に対して溶接部検査としての有用性を確認しており、導入までに時間を要している。

目的と方針

新たに上市された試験方法を特定屋外貯蔵タンク溶接部検査へ迅速に導入するために、これまで有用性が確認された試験方法についての検討過程をとりまとめ、特定屋外貯蔵タンク溶接部検査において有用と言える条件について調査検討を実施する。その他に、危険物施設において、将来的にDXが見込まれる試験等について調査を実施する。